

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 6 月30日

【会社名】 九州電力株式会社

【英訳名】 Kyushu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 瓜 生 道 明

【本店の所在の場所】 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号

【電話番号】 092 - 761 - 3031(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画本部経営戦略グループ長 西 山 勝

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号
九州電力株式会社 東京支社

【電話番号】 03 - 3281 - 4931(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支社業務推進グループ長 井 上 泰 孝

【縦覧に供する場所】 九州電力株式会社 佐賀支社
(佐賀市神野東二丁目 3 番 6 号)
九州電力株式会社 長崎支社
(長崎市城山町 3 番19号)
九州電力株式会社 大分支社
(大分市金池町二丁目 3 番 4 号)
九州電力株式会社 熊本支社
(熊本市中央区上水前寺一丁目 6 番36号)
九州電力株式会社 宮崎支社
(宮崎市橘通西四丁目 2 番23号)
九州電力株式会社 鹿児島支社
(鹿児島市与次郎二丁目 6 番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

(注)上記のうち、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島各支社は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るため備え置いております。

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、A種優先株式の発行に関し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、平成26年4月30日に臨時報告書を提出しておりますが、平成26年6月26日開催の当社第90回定時株主総会において、A種優先株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案及びA種優先株式の発行に係る議案が特別決議により承認されたことにより、当該記載内容の一部に訂正が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

訂正事項は、以下のとおりであります。

(14) 第三者割当の場合の特記事項

発行条件に関する事項

() 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

(15) その他

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(14) 第三者割当の場合の特記事項

(訂正前)

<前略>

発行条件に関する事項

() 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

当社は、A種優先株式の優先配当金（1株につき年3,500,000円）（ただし、平成27年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日として実施される配当については、日割計算を行いません。）、A種優先株式の株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた経営環境及び財務状況並びにA種優先株式の流動性等を総合的に勘案の上、A種優先株式の発行条件（割当予定先との投資契約における条件を含みます。）は合理的であると判断しております。

また、当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社（東京都千代田区）にA種優先株式の価格算定を依頼し、同社が一定の条件（A種優先株式に係る優先配当金、取得条項、当社のクレジットスプレッド等）を考慮したうえで社債型優先株式の評価において一般的な価格算定モデルを用いて算定したA種優先株式の公正価値に関する評価報告書を受領しております。

当社としては、A種優先株式の払込金額は上記の評価報告書に記載の算定結果として示された公正価値のレンジの上限に対して10%以下のディスカウント率であることを踏まえて、A種優先株式の払込金額は会社法にいう特に有利な金額に該当しないと考えております。

しかしながら、市場価格のない優先株式の価値評価については、様々な考え方があり得ること等から、念のため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、本定時株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として、本第三者割当を実施することといたします。

(訂正後)

<前略>

発行条件に関する事項

() 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

当社は、A種優先株式の優先配当金（1株につき年3,500,000円）（ただし、平成27年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日として実施される配当については、日割計算を行いません。）、A種優先株式の株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた経営環境及び財務状況並びにA種優先株式の流動性等を総合的に勘案の上、A種優先株式の発行条件（割当予定先との投資契約における条件を含みます。）は合理的であると判断しております。

また、当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社（東京都千代田区）にA種優先株式の価格算定を依頼し、同社が一定の条件（A種優先株式に係る優先配当金、取得条項、当社のクレジットスプレッド等）を考慮したうえで社債型優先株式の

評価において一般的な価格算定モデルを用いて算定したA種優先株式の公正価値に関する評価報告書を受領しております。

当社としては、A種優先株式の払込金額は上記の評価報告書に記載の算定結果として示された公正価値のレンジの上限に対して10%以下のディスカウント率であることを踏まえて、A種優先株式の払込金額は会社法にいう特に有利な金額に該当しないと考えております。

しかしながら、市場価格のない優先株式の価値評価については、様々な考え方があり得ること等から、念のため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、本定時株主総会での特別決議による承認を得ております。

(15) その他

(訂正前)

<前略>

A種優先株式の発行は、本定時株主総会にて、A種優先株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案及びA種優先株式の発行に係る議案の特別決議による承認を得ることを条件とします。

(訂正後)

<前略>

A種優先株式の発行は、本定時株主総会にて、A種優先株式の発行に伴う定款の一部変更に係る議案及びA種優先株式の発行に係る議案の特別決議による承認を得ております。